

議案第49号

倉吉市介護保険条例の一部改正について

次のとおり倉吉市介護保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年5月13日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市介護保険条例の一部を改正する条例

倉吉市介護保険条例（平成12年倉吉市条例第11号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
<p>(保険料率) 第2条 略 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての <u>保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年 度までの各年度における保険料率は、同号の規定 にかかわらず、29,800円とする。</u></p>	<p>(保険料率) 第2条 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。